

飲食店等のみなさまへ

ボク、下水のマスコット「スイスイ」です。

油脂遮断装置の設置と維持管理について

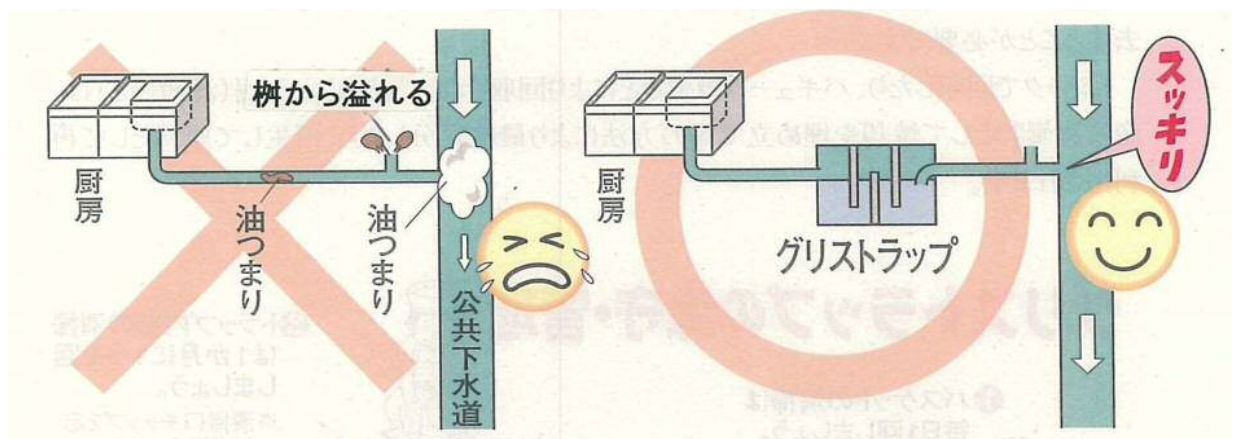


浜松市上下水道部

事業者の皆様にはおいては油脂遮断装置の設置が、条例・規程で定められています。例えば、レストラン、ラーメン屋、給食センターなどの業務用厨房からの排水や車の整備工場及びガソリンスタンドから出る排水には、多量の油分が含まれています。

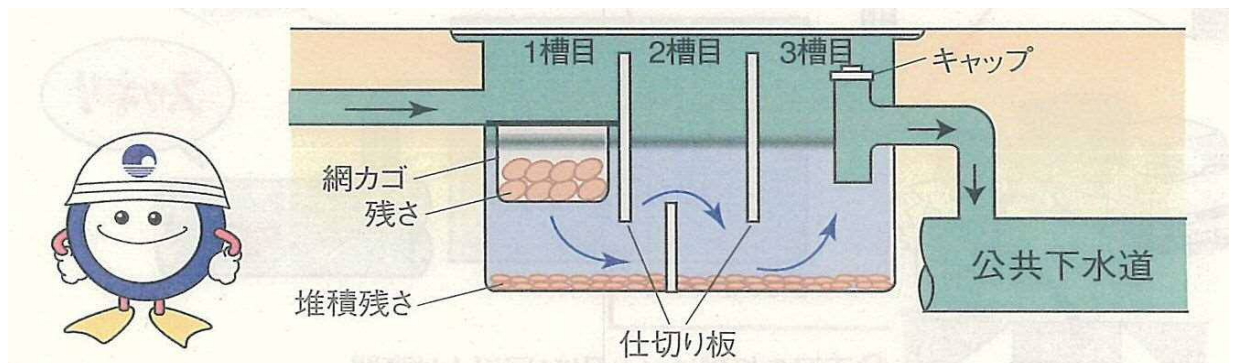
その油分が除去されずに宅内排水管や下水道管に流出すると管内に油分が付着して詰まりの原因や、下水処理場の処理機能を悪化させる原因にもなります。

油脂遮断装置は、みなさまが適正に点検・清掃をすることにより、その機能を維持し、公共下水道への油分の流出を防止することができます。



油脂遮断装置とは？

飲食店等の厨房及びガソリンスタンド等の事業場からの排水に含まれる多量の油分を浮上分離させ、装置内の分離槽内に抑留し、流出を防止する装置を油脂遮断装置といいます。



グリストラップ： 飲食店等の油は動植物油脂類で、この油脂分を分離・収集するための油脂遮断装置

グリストラップ設置者の義務

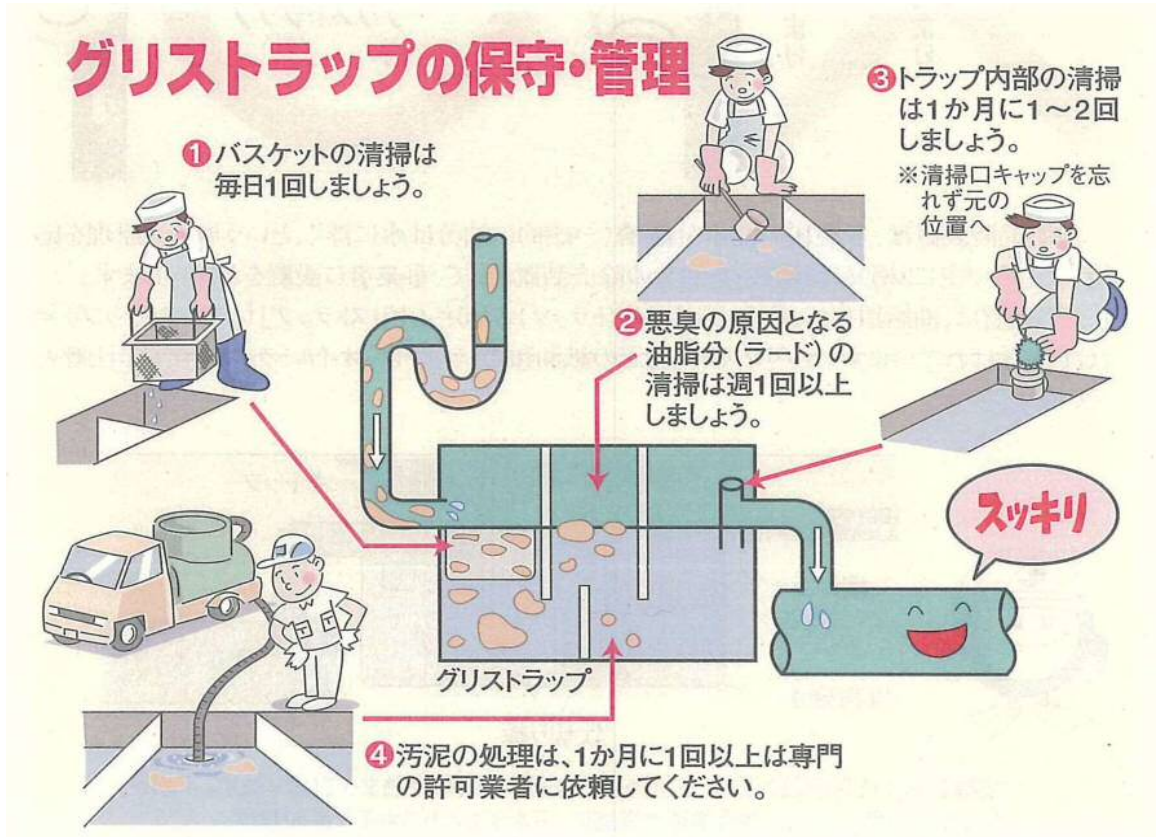
グリストラップ設置者は日常の点検、清掃及び適正な処理を義務付けています。

下図は一般的な清掃回数を示していますが油分が多い場合は清掃回数を増やしてください。

オイルトラップ： ガソリンスタンド等の油は鉱物油類で、この油脂分を分離・収集するための油脂遮断装置

オイルトラップ設置者の義務

オイルトラップの設置者は、グリストラップの規定に準じて適正な維持管理に努めなければなりません。



マンホール内に流出した油脂状況



下水道管内の油脂による詰まり状況



グリストラップ内油脂の滞留状況



グリストラップ清掃後の状況



ばっ気装置設置の禁止

グリストラップ内にバイオ菌などを添加し、空気で攪拌することにより油分を分解する装置(ばっ気装置)で維持管理が不要という宣伝で販売する業者がいます。

しかし、グリストラップ内の油分は浮上分離させ除去することで機能を発揮するものです。

ばっ気装置は、グリストラップ内の油分を浮上分離する前に攪拌した状態で排出させるため、宅内の排水管や下水道管に油分が付着することになり、詰まりの原因となってしまいます。

そのため、浜松市ではグリストラップ本来の機能を損なうようなばっ気装置の設置は認められていません。(下水道条例施行規程違反)

グリストラップ内にばっ気装置を設置している場合は速やかに撤去をしてください。

浜松市ではグリストラップ設置者を対象に適正な維持管理がされているか定期的に立入り検査を実施していますので、その際にばっ気装置を確認した場合は撤去して頂きます。

①赤い管等がばっ気装置



②空気を送り込み攪拌している状況



- 廃油類、残さ等を処分できる産業廃棄物処理業者については、直接下記にお問合せください。

浜松市環境部 産業廃棄物対策課 053-453-6110

- 油脂遮断装置について不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

中央区、浜名区（新都田一丁目～五丁目、都田町、滝沢町、鷲沢町）の窓口

お客さまサービス課 給排水設備グループ

〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目13番1号

電話：053-474-7916 FAX：053-474-8009

浜名区（旧浜北地区、細江町、引佐町、神宮寺町、三ヶ日町）の窓口

北部上下水道課 給排水グループ

〒433-8102 浜松市中央区大原町50

電話：053-525-6085 FAX：053-436-1313

天竜区の窓口

天竜上下水道課 下水道グループ

〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣530-19

電話：053-922-0038 FAX：053-922-0039

